

山岳地域環境保全対策等検討会

中間報告(案) 骨子

1 山岳環境の現状と課題

- 屋外排泄（野糞）、ティッシュペーパー散乱、垂れ流しトイレが依然として散見
- 観光にとって「臭い」「汚い」は早急に排除すべき重要課題
- 生態系の維持のためにも早急な改善が必要

2 対策の基本的な考え方

(1) 総合的な対策の立案・実施

- ① 行政事業レビューで提案のあった利用者規制の導入等、多様な管理手法を導入することが必要。
- ② オーバーユースになっている地域については、利用者規制について検討すべき。
- ③ 早急なし尿対策としては、公共トイレ、山小屋トイレ等を総合的に活用すべき。

(2) 規制を中心とした「し尿」対策の基本的な考え方

- ① 全て公共トイレとすることはコストが嵩むことから、公共的な役割（一般登山者へ開放する等）を果たしている山小屋を活用することが必要（公共事業等の国費の縮減が期待できる）
- ② この場合、建て替え時等に許可要件として環境配慮型トイレを義務付け、規制を前提に利用者負担で維持される仕組みとしていくことが必要。こうした方針を環境省は明らかにすべき。
- ③ ただし、改築コストや現下の利用者負担水準を考えると、上記規制のみでは、改築が先延ばされるおそれが強く、これに対処

するため、一定期間（例えば5年～10年）の時限措置として助成することにより、早急な改善をうながすことが適当

3 時限的助成の仕組み

(1) 対象とする山小屋（以下のものに限定）

民間山小屋等の施設のうち、一般登山者へ利用開放され、公共の補完的役割を担っているもの。

さらに、一般車道が利用できない等、整備のためには不利な条件下にあるもの。

(2) 対象地域（以下のものに限定）

国立公園、国定公園に限る。

ただし、既に準備をしている山小屋に配慮するため県立自然公園については、短期間（2～3年）の間、経過措置として助成することが適当。

(3) 助成の対象（以下のものに限定）

山岳環境保全と利用者の安全確保について、民間の山小屋が、公共の補完的役割を担っている場合、その施設に限定。

（例）公共トイレ部分、医療施設 等

(4) 助成先の採択等（透明化を図る）

有識者による第三者委員会を設けて、助成先の審査を実施。

(5) その他（規制、利用者負担の方針の明確化）

維持管理の利用者負担導入を明確化。

再整備については、建て替えの許可に際し、環境保全型トイレを義務づけるものとし、原則として助成は行わない。（災害復旧等については、個別に検討）

山域ごとの地域協議会を通じて助成することで、計画性と透明性を確保。